



# はじめに ～ 北海道自転車利活用推進計画について ～

## 1 策定趣旨

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境が複雑に変化、多様化する中、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、さらには災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がってきており、国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」\*1（以下「法」といいます。）を施行し、自転車の幅広い活用の促進に向けた取組を加速させているところです。

こうした中、道では、自転車の活用及び安全な利用に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」\*2（以下「条例」といいます。）を施行しました。

本計画は、その条例が掲げる理念の実現に向け、法第10条の規定に基づく、都道府県自転車活用推進計画\*3として策定するものであり、本道の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策の一体的な推進を図ることを目的としています。

道では、今後、本計画に基づき、関係部局が相互に連携を図りながら、効果的かつ効率的な自転車関連施策の展開を図ってまいります。

## 2 推進期間

本計画は、国の自転車活用推進計画\*4期間に準じ、2020年度までを推進期間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行います。

## 3 本計画の構成

### I 現状

#### ◆自転車を取り巻く環境

- ・自転車利用の現状
- ・自転車の安全利用
- ・自転車の走行環境
- ・サイクルツーリズム
- ・国の動き

#### ◆本道における取組

- ・北海道自転車条例の施行
- ・北海道自転車条例施行後の取組
  - －自転車活用等推進のための体制整備
  - －自転車交通安全教育の推進
  - －自転車活用等推進のための普及啓発
  - －自転車専用道路等の整備
  - －サイクルツーリズムの推進

### II 展開方向

#### ◆北海道のめざす姿

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる

『感動！自転車🚲北海道』

#### ◆3つの視点と展開方向

【視点① 自転車を知る・使う】

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

【視点② 自転車を安全・安心に利用する】

自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

【視点③ 自転車を楽しく・快適に利用する】

サイクルツーリズムの推進

### III 施策の推進

#### ◆施策推進の考え方

自転車関連施策を相互に連携させ、効果的かつ効率的に推進

#### ◆施策の推進管理

年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめ